

所管部課		政策経営部 企画政策課		部長		政策経営部長	
件 名		東大和市手数料条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市手数料条例施行規則					
	部課機関						
1. 要 旨 東大和市DXプランで掲げた目標のうち、市役所に行かなくても手続きができる「行かない市役所」を進めるため、スマートフォンとマイナンバーカードを使用して住民票や課税証明書等の交付請求をできるようにする。これに伴い、当該証明書等を郵便等で交付する新たな事務が生じることから、これに係る手数料について定める。また、新たに追加する除票記載事項証明書の交付に係る手数料を規定する。以上のことから、条例の一部改正を行うものである。 (1) 主な改正内容 第5条第2項の手数料の免除において、スマートフォンから申請する手数料については免除の除外とする規定を追加する。 別表の住民基本台帳等に関するものの「5住民票に記載した事項に関する証明」に「除票に記載した事項に関する証明」を追加する。 別表の税に関するものの「手数料を徴収する事務」「単位」「金額」に、郵便等により交付をする場合の規定を追加する。(印鑑登録証明書、土地又は家屋に関する証明、納税に関する証明、課税に関する証明、公課に関する証明、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明) (2) 施行日 令和6年11月25日 (3) 影響及び効果 証明書の申請方法の選択肢が増えることにより、市民の利便性が向上する。							
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 総務課において審査済み							
3. 留意事項 (問題点等)							
4. 主管部処理案 (検討結果等) 令和6年第3回市議会定例会 (最終日) に議案として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。